

令和2年度いきいき市民福祉基金助成事業のご案内

1 助成の対象事業

民間団体等が実施する自主的な福祉活動のうち、新たに始める事業又は既に実施している事業を拡充することにより新たな効果が期待できるもので次に掲げる事業に対して助成を行います。

(1) 在宅福祉の充実に寄与する事業

在宅の高齢者・障害者を対象に地域で進められている福祉サービス活動の援助に対し、その振興に必要な事業資金を助成。

例：高齢者・子育てサロン拡充のための備品購入

(2) 高齢者の保健福祉の増進に寄与する事業

高齢者の生きがい対策として、文化・スポーツ・芸術などに親しむための事業や軽設備資金を助成。また、高齢者の自立を促進するための先駆的な活動に対する助成。

例：老人クラブにおける介護予防に向けた各種取り組みのための用具購入

(3) 障がい者の社会参加と自立促進に寄与する事業

障がい者がスポーツに親しむための各種事業や軽設備資金を助成。また、障がい者の自立を促進するための機能回復及び社会復帰訓練や就労に関する先駆的な活動に対する助成。

例：各種障がい・難病の理解を目的としたワークショップ・研修会の開催

(4) ボランティア活動の促進に寄与する事業

ボランティア活動を振興するための学習及び研修会への助成。また、ボランティア活動の振興に広く活用できる調査研究事業及び必要な機材の購入に対する助成。

例：民生委員児童委員活動 PR のための用具（のぼり旗・エプロン等）購入

(5) 児童福祉の向上に寄与する事業

児童・生徒の福祉教育を進めるために役立つ民間の活動及び研究に対する助成。

例：中学生・高校生・青年交流レクリエーション行事の開催

(6) その他、地域福祉の推進に寄与する事業

校区社協をはじめとする地域団体が行う住民参加が期待できる独創的、実践的な活動に対する助成。

例：自治会における自主防災活動のための備品購入



※ 但し、次の事業は助成の対象となりません。

- ・ 個人に金品を支給する事業
- ・ 国、県又は市の補助事業
- ・ 地方公共団体が事業の実施主体として行う事業
- ・ 熊本県地域福祉基金又は熊本県社会福祉協議会振興基金の助成を受けた事業
- ・ 共同募金、熊本善意銀行及び民間福祉団体等の助成を受けた事業
- ・ 営利を目的とする事業

2 助成額及び助成期間

助成額は一つの事業について、対象経費の4分の3以内の額で、1件につき30万円を限度とします。(千円未満の端数は切り捨てるものとします。)

助成期間については、原則単年度としますが、事業の運営状況に応じて3カ年を限度に延長することができるものとします。ただし、助成金額の累計は、30万円を超えないものとします。

3 申請期間

令和元年9月1日から令和2年1月31日まで

(令和2年度事業に対する助成申請)

4 お問い合わせ先

- (1) 熊本市社会福祉協議会の各区事務所
- (2) 熊本市社会福祉協議会本所総務課

	所在地	連絡先
中央区事務所	熊本市中央区新町2丁目4-27 (熊本市健康センター新町分室3階)	電話 288-5081 FAX 359-1800
東区事務所	熊本市東区秋津3丁目15-1 (秋津まちづくりセンター内)	電話 282-8379 FAX 282-8389
西区事務所	熊本市西区小島2丁目7-1 (西区役所1階)	電話 288-5817 FAX 288-5917
南区事務所	熊本市南区城南町宮地1050	電話 0964-28-7030 FAX 0964-28-8750
北区事務所	熊本市北区植木町岩野238-1	電話 272-1141 FAX 215-3909
本所総務課	熊本市中央区新町2丁目4-27 (熊本市健康センター新町分室3階)	電話 322-2331 FAX 359-1800